

盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱（昭和54年7月23日告示第196号）

最終改正:令和6年11月29日告示第541号

改正内容:令和6年11月29日告示第541号 [令和6年12月2日]

○盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱

昭和54年7月23日告示第196号

改正

昭和55年9月29日告示第228号
昭和59年10月23日告示第320号
昭和60年10月8日告示第371号
平成4年4月1日告示第111号
平成6年3月31日告示第103号
平成6年9月30日告示第279号
平成7年3月30日告示第94号
平成7年8月1日告示第236号
平成7年9月29日告示第292号
平成10年7月27日告示第245号
平成11年4月1日告示第149号
平成14年9月30日告示第337号
平成15年3月31日告示第130号
平成16年6月30日告示第229号
平成16年6月30日告示第233号
平成18年1月6日告示第9号
平成18年3月31日告示第221号
平成18年9月28日告示第495号
平成20年4月1日告示第186号
平成21年7月30日告示第306号
平成22年9月13日告示第403号
平成25年3月28日告示第152号
平成26年9月26日告示第493号
平成28年4月1日告示第235号
平成28年7月29日告示第440号
平成28年9月7日告示第518号
平成30年3月28日告示第105号
平成31年3月29日告示第151号
令和2年3月27日告示第133号
令和5年3月29日告示第129号
令和6年10月31日告示第509号
令和6年11月29日告示第541号

盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱

（目的）

第1 この告示は、ひとり親家庭等の親子等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もってひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認める児童をいう。
- (2) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法令等の規定による医療に要する費用の額をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者に現に児童を扶養しているものをいう。
- (5) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

（給付対象者）

第3 給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有するひとり親家庭等の親子等で、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの
 - (2) 市の区域内に住所を有しないひとり親家庭等の親子等で、国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であるもの
 - (3) 市の区域内に住所を有しないひとり親家庭等の親子等で、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項（これらの規定を同法第55条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合の被保険者（同法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者に係る変更前の住所が市の区域内であった者に限る。）とされるもの
 - (4) 市の区域内に住所を有しないひとり親家庭等の親子等で、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合の被保険者（国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった者に限る。）とされるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等の親子等又は主としてその収入によつて当該ひとり親家庭等の親子等の生計を維持する者（当該ひとり親家庭等の親子等の民法第877条第1項に定める扶養義務者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者に限る。以下「生計維持者」という。）の前年の所得（1月から7月までの間に第4第1項の申請をする場合にあっては、前々年の所得）が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項第1号又は第6項に規定する児童扶養手当の全部の支給が制限されることとなる所得以上であるときは、当該ひとり親家庭等の親子等は、給付対象者から除くものとする。この場合において、その所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者から除くものとする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
 - (2) 盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱（昭和48年告示第119号）の規定により医療費の給付を受けることのできる重度心身障害者
 - (3) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であるもの
 - (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項若しくは第2項又は第55条の2第1項の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により医療費の全額の給付を受けることのできる者（受給者証の交付の申請等）

第4 この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ、ひとり親家庭等医療費受給者証交付（更新）申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めた者（以下「受給者」という。）にあってはひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、受給資格がないと認めた者にあってはひとり親家庭等医療費受給者証交付（更新）不承認通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、受給者証の更新について準用する。この場合において、第1項中「この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「受給者証の更新を受けようとする受給者又はその保護者は、毎年別に定める期間内に」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第1項の規定にかかわらず、受給資格等に変更がないことが明らかであると市長が認めた受給者にあっては、同項の申請を省略することができる。
- （受給者証の提示等）

第5 受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、受給者が医療を受けようとするときは、医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。

（給付の額）

第6 この告示による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担によつて給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から入院外に係る医療費にあっては750円、入院に係る医療費にあっては2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から当該算定された額を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

- (1) 児童が6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合
 - (2) 受給者及び生計維持者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分（4月から7月までの間に当該受給者が医療を受けたときは、前年度分）の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合
- 3 前2項の規定にかかわらず、入院に伴う給付の額は、これらの規定により算定した額から当該入院に係る食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額を控除した額とする。

（給付の期間）

第7 この告示による給付は、市長が受給資格があると認めた日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までの間に受けた療養について行うものとする。

（給付の申請及び決定）

第8 受給者等は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等からひとり親家庭等医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付の適否を決定したときは、ひとり親家庭等医療費給付決定通知書によりその旨を当該申請した者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により給付を適当と認めた者に医療費を支給するものとする。

4 第1項の申請は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

（給付の特例）

第9 受給者のうち出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が第8第1項の申請をすることなく、医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示して医療機関等から医療を受け、かつ、当該医療機関等から当該医療に要した費用の額の通知があつたときは、市長は、その者が当該医療機関等に支払うべき医療費について、この告示により受給者等に対して支給すべき額の限度において、受給者等に代わり、当該医療機関等に支払うことがある。

2 前項の規定による支払いがあつたときは、受給者等は、同項の医療について、第8第1項の申請をすることができない。

（資格変更等の届出）

第10 受給者等は、次に掲げる事項に変更があつたとき又はその資格を喪失したときは、速やかにひとり親家庭等医療費受給資格変更・喪失届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

（1）受給資格の該当要件

（2）受給者の氏名又は住所

（3）生計維持者の氏名、続柄又は住所

（4）加入している医療保険の被保険者、組合員若しくは加入者の氏名若しくは続柄、種別、記号若しくは番号、保険者名若しくは所在地、資格取得年月日又は付加給付の有無

（5）振込先の口座名義人、金融機関名、預金の種別又は口座番号

（6）受給者及び生計維持者の市町村民税の課税の有無

（7）その他市長が必要と認めた事項

（給付の制限）

第11 受給者の疾病又は負傷が、第三者の行為によるとき又は自己の故意等医療保険各法の規定により保険給付の制限を受けるものによつて生じたときは、第6に規定する給付の額の全部又は一部を給付しない。

（不正利得の返還）

第12 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による給付を受けた者に対し、当該給付した金額の全部又は一部を返還させることがある。

（受給者証の再交付）

第13 受給者等は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

（受給権の譲渡等の禁止）

第14 この告示による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

1 この告示は、昭和54年8月1日から施行する。

2 都南村の編入の際現に旧都南村母子家庭医療費給付条例（昭和54年都南村条例第11号）の規定に基づき受給者として認定されている者は、この告示の相当規定に基づき認定されたものとみなす。

3 玉山村の編入の際現に旧玉山村母子家庭医療費給付条例（昭和55年玉山村条例第1号）の規定に基づき受給者として認定されている者は、この告示の相当規定に基づき認定されたものとみなす。

4 前項の規定により認定されたものとみなされた者に係る給付については、平成18年1月1日以後に受けた医療に係る給付からこの告示の規定を適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、旧玉山村母子家庭医療給付条例の例による。

附 則（昭和55年告示第228号抄）

1 この告示は、昭和55年10月1日から施行し、同日以後に受ける医療について適用する。

附 則（昭和59年告示第320号）

1 この告示は、昭和59年10月23日から施行し、改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱（以下「要綱」という。）の規定は、昭和59年10月1日以降に受けた医療について適用する。

2 昭和59年10月1日前に改正後の要綱第3の規定による給付対象者となるべき事由の生じた医療保険各法（国民健康保険法を除く。次項において同じ。）に規定する被保険者又は組合員（以下「被用者保険本人」という。）がこの告示の施行の日から起算して1月以内に改正後の要綱第5の規定により受給者証の交付の申請をした場合の当該申請に係る受給者証は、昭和59年10月1日に交付されたものとみなす。

3 昭和59年10月1日以後この告示の施行の日の前日までの間に改正後の要綱第3の規定による給付対象者となるべき事由の生じた被用者保険本人がこの告示の施行の日から起算して1月以内に改正後の要綱第5の規定により受給者証の交付の申請をした場合の当該申請に係る受給者証は、当該改正後の要綱第3の規定による給付対象者となるべき事由の生じた日に交付されたものとみなす。

附 則（昭和60年告示第371号）

この告示は、昭和60年10月8日から施行し、改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱の規定は、昭和60年8月1日以降に受けた医療について適用する。

附 則（平成4年告示第111号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年告示第103号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年告示第279号）

この告示は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年告示第94号）

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年告示第236号）

1 この告示は、平成7年8月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱の規定（第4第3項及び第4項を除く。）は、平成7年8月1日以後の受療に係る給付について適用し、同日前の受療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成7年告示第292号）

1 この告示は、平成7年10月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱の規定は、平成7年10月1日以後の受療に係る給付について適用し、同日前の受療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成10年告示第245号）

この告示は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年告示第149号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第337号）

この告示は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第130号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第229号）

1 この告示は、平成16年8月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年告示第233号）

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年告示第9号）

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成18年告示第221号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第495号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第186号）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

改正文（平成21年告示第306号抄）

平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第403号）

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前において、現に改正前の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱第4第2項の規定に基づき交付されている受給者証は、改正後の盛岡市母子家庭等医療費給付要綱第4第2項の規定に基づき交付された受給者証とみなす。

3 盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱（平成4年告示第113号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

改正文（平成25年告示第152号抄）

平成25年4月1日から施行する。

改正文（平成26年告示第493号抄）

平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第235号）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第440号）

1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第518号）

この告示は、平成28年9月7日から施行する。

附 則（平成30年告示第105号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第151号）

1 この告示は、平成31年8月1日から施行する。

- 2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第133号）

- 1 この告示は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第129号）

- 1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第509号）

- 1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第541号）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。
 - 2 改正後の盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。
-